大学都市神戸の推進に関する事業連携協定書

神戸市(以下「甲」という。),株式会社学生情報センター(以下「乙」という。),東急不動産ホールディングス株式会社(以下「丙」という。)及び一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォーム(以下「丁」という。)とは、相互の連携の強化し、市内学生等を対象とした産官学連携による取り組みを促進するため、次のとおり、協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(連携事項)

- 第1条 甲、乙、丙及び丁は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。
 - (1) 居住支援を含めた学生生活充実に関すること。
 - (2) 学生のキャリア形成に関すること
 - (3) 地域コミュニティ活性化に関すること
 - (4) その他、大学都市神戸の推進に関すること
- 2 甲、乙、丙及び丁は、前項に掲げる事項に関する取組みを効果的に実施するため、継続的な 意見交換を行い、具体的な事業の実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うも のとする。

(機密の保持)

- 第2条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に関して知り得た情報を漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合、甲、乙、丙及び丁以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができるものとする。

(期間)

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2025年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1箇月前までに、甲、乙、丙及び丁の四者が書面により特段の申し出を行わないときは、有効が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(実績報告)

第4条 乙及び丙は、本協定に基づいた当年度の連携事業の報告書を神戸市企画調整局に提出するものとする。

(協定の解除)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱を順守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

(疑義の決定)

- 第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が 誠意をもって協議のうえ決定する。また、甲、乙、丙及び丁のいずれかが本協定の内容の変更 を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。
- 以上,本協定の締結を証するため,本書4通を作成し,甲,乙,丙及び丁が署名のうえ,各自 その1通を保有するものとする。

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

甲 神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

京都市下京区烏丸通七条下ル ニッセイ京都駅前ビル

乙 株式会社学生情報センター

代表取締役社長 吉浦 勝博

東京都渋谷区道玄坂 1-21-1 渋谷ソラスタ

丙 東急不動産ホールディングス株式会社

代表取締役社長 西川 弘典

神戸市中央区三宮町 1-9-1 センタープラザ 9 階

丁 一般社団法人大学都市神戸産官学プラットフォーム

代表理事 髙士 薫